

特定空家等の代執行について(行政代執行)

1 対象となる特定空家等の概要

- (1) 所在地 糸魚川市大字青海地内
- (2) 用途 居宅
- (3) 構造 木造板葺2階建
- (4) 規模 92.56 平方メートル
- (5) 所有者 家屋所有者は市内在住 ※土地所有者は別人(市外在住)

●行政代執行前 7月 30日(金)



●行政代執行後 8月 31日(火)



2 経過

- 平成 19 年 8 月 空き家となる。
- 平成 25 年 3 月 倒壊のおそれがあるとの連絡あり。所有者へ対応依頼
- 令和 3 年 1 月 10 日 空き家の屋根崩落
- 令和 3 年 1 月 20 日 空き家の北側外壁に倒壊被害防止工事を実施
- 令和 3 年 1 月 22 日 特定空家等に認定
- 令和 3 年 6 月 30 日 代執行令書による通知

3 執行理由

近隣住民等からの通報により、所有者に対して指導等を行ってきたが改善が見られない。

また、令和 3 年 1 月の大雪により屋根が崩落し、倒壊のおそれがある状態であり、周辺の住民および通行人等に対し甚大な被害を与える危険性が高いことから、周辺住民等の安全を確保する必要があるため。

4 費用回収

所有者に請求を行う。

特定空家等の代執行について(略式代執行)

1 対象となる特定空家等の概要

- (1) 所在地 糸魚川市大字田伏地内
- (2) 用途 居宅
- (3) 構造 木造瓦葺2階建
- (4) 規模 104.12平方メートル
- (5) 所有者 個人(亡) ※法定相続人は全員死亡又は相続放棄

●略式代執行前(11月26日(金)開始予定)



2 経過

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 平成30年2月 | 所有者死亡 |
| 令和3年1月10日 | 大雪により屋根が崩落し、北側外壁が損壊 |
| 令和3年1月22日 | 特定空家等に認定 |
| 令和3年9月2日 | 全員が相続放棄 |
| 令和3年9月17日 | 略式代執行公告及び官報掲載
(措置期限:令和3年10月8日) |

3 執行理由

令和3年1月の大雪により屋根が崩落し、倒壊のおそれがある状態であり、周辺の住民および通行人等に対し甚大な被害を与える危険性が高いことから、周辺住民等の安全を確保する必要があるため。

4 その他

除却工事にあたり、国の空き家対策総合支援事業補助金を申請
(補助率:事業費の2/5)